

令和9年度 幕別認定こども園（教育利用）の入園申込みのご案内

1 入園要件

①お子さんの住民登録が幕別町にあること

※申込み時点で町外にお住まいの場合も、入園日までに幕別町へ転入予定であれば申込みできます。

②満3歳児から小学校就学前子どもであること

2 支給認定

認定こども園で教育を利用する場合には、支給認定の申請が必要です。

認定区分	対象となる児童
1号認定	<u>満3歳以上</u> の小学校就学前子どものうち、保育の必要性の認定がないもの

1号認定は、「教育標準時間」に認定され、認定こども園を利用できる時間は以下のとおりです。

認定区分	利用可能時間	休園日
教育標準時間	1日最大4時間30分 (8:30~13:00)	土曜日、国民の祝日、日曜日、夏季休業日、 冬季休業日、春季休業日

3 入園申込書受付期間

【受付期間】令和8年11月2日(月)~令和8年11月20日(金)

【提出先】新規入所：幕別認定こども園、こども課

継続入所：幕別認定こども園

※新規入所・継続入所のいずれも申込みが必要です。

※各施設の開所時間内に提出してください。

※郵送の場合は、当日消印有効となります。

【満3歳の方】令和9年度中に満3歳児になる方で、教育での利用を検討している方は、11月20日(金)までに、こども課にご連絡ください。

4 認定こども園の教育にかかる定員等

施設名	電話	教育定員	住所	教育利用可能時間
幕別認定こども園	0155-66-5801	15名	錦町98番地	8:30~13:00

【生年月日別クラス区分】

クラス区分	生年月日
満3歳児（2歳児）	令和6年（2024年）4月2日生~令和7年（2025年）4月1日生
3歳児	令和5年（2023年）4月2日生~令和6年（2024年）4月1日生
4歳児	令和4年（2022年）4月2日生~令和5年（2023年）4月1日生
5歳児	令和3年（2021年）4月2日生~令和4年（2022年）4月1日生

※満3歳児は誕生日の翌月1日以降から入園可能になります。

※満3歳児は2歳児クラスに入園することになります。

5 入園決定及び入園説明会について

- (1) 入園決定通知：令和9年1月下旬に、保護者へ文書でお知らせする予定です。
- (2) 入園説明会：令和9年3月上旬頃に、幕別認定こども園で実施する予定です。

6 面接について

面接は、令和9年度に新たに入園される場合に実施します。面接日は別途ご案内いたします。

7 ならし教育について

認定こども園に初めて入園される児童については、児童が無理なく園での生活に慣れるために、入園後1週間程度は通常の教育時間を短縮して午前教育（ならし教育）となりますので、ご了承ください。

8 令和9年4月2日以降の入園希望（申込）について

4月2日以降に認定こども園に入園を希望される児童について、入園決定（入園調整）は次のとおりといたします。

- ① **6月30日**までに入園を希望する児童
→当初入園（4月1日入園）と同じ取扱いとします。
当初申込み（11月）の際に申込書を提出してください。
- ② **7月1日**以降に入園を希望する児童
→令和8年4月1日以降に申込書を提出してください。
遅くとも入園希望日の1か月前までには書類を提出してください。
※幕別町ホームページにて、入所状況・空き状況がご覧になれます。

9 保育料・副食費について

保育料については、幼児教育・保育の無償化制度により無償となります。

給食費は、主食費（米代）と副食費に分かれ、保護者の皆さまには副食費についてご負担いただきます。

主食費は、独自施策である主食提供事業により町が負担しています。温かい主食を提供することで、子育て世帯の経済的・家事負担の軽減を図っています。

副食費は、保育サービスを提供するための大切な財源であり、公平で適正な保育行政を維持するためにも、保護者の皆さまには、納期限内の納付にご理解とご協力をお願いします。

現在、納付書による納付では、納付忘れなどによる未納が発生しており、督促や納付書の再発行が必要となるケースも少なくないことから、口座振替による納付をお願いしています。

なお、納付書による納付を希望される場合は、口座振替の登録手続きを行ったうえで、こども課へお申し出ください。納付状況及び請求額を確認したうえで、納付書を発行します。

10 その他

- (1) 入園申込後、住所や職場、世帯状況等が変更になった場合、または申込みを取消す場合は、必ずこども課保育係までご連絡ください。
- (2) 副食費納入通知書は4月上旬に送付予定です。
- (3) 副食費の納期限は毎月末日となります。
- (4) 副食費は世帯収入等により減免となることがあります。

幕別認定こども園の教育利用での入園に関するよくあるお問い合わせ

1. 事前にこども園を見学することはできますか？

対応出来かねる時間帯もありますので、直接、こども園にお問い合わせください。

2. こども園と保育所では何が違うのですか？

こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。保育所に入所するには、保育の必要性の認定（就労など）が必須ですが、こども園の教育利用はそのような条件がないため、保護者が働いていなくても希望すれば入園することができます。

3. 教育利用で入園したこどもは、保育利用のこどもと別のクラスになりますか？

教育・保育に関係なく、年齢を基準としてクラスを決定しますので、同じクラスになります。また、行事（運動会・発表会・参観日・クリスマス会・卒園式等）にも一緒に参加することになります。

4. 満3歳児での教育利用を考えています。保育料は無料なのですか？

保育利用の場合は、満3歳児では保育料がかかりますが、教育利用の場合の保育料はかかりません。ただし、副食費がかかります。

5. 教育利用と保育利用の違いがよく分かりません。教えてほしいです。

教育利用は保育の必要性の認定が必要ありませんが、保育利用とは利用可能時間に大きな違いがあります。教育の利用可能時間は、平日の8時30分から13時までと短くなっています。幼稚園や小学校と同様に土曜日はお休みとなり、長期休業期間（春・夏・冬休み）もあります。なお、平日の13時から16時までや土曜日及び長期休業期間も利用することができますが、利用した際には延長保育料がかかります。また、土曜日及び長期休業期間に給食を利用した際には副食費も別途かかります（毎月お支払いいただく副食費は、土曜日及び長期休業期間を除く平日利用を想定して計算しています）。

※土曜日に行事（運動会・発表会等）を開催した場合、その日は通常の教育日となるため、教育利用の方は翌週月曜日が振替休日となりますが、延長保育での利用も可能です。

6. 延長保育はどのような場合に利用できますか？

延長保育を利用するための条件等はありませんが、事前にこども園にお申し込み下さい。

7. 子どもは食物アレルギーがありますが、給食で対応してもらえますか？

アレルギーのある子どもに対しては個別に対応していますので、まずは児童調査票に詳細を記入して下さい。なお、アレルギーの程度によっては、対応が難しくお弁当を持参していただく場合もあります。

8. 現在、幕別町外に居住していますが、教育利用での入園を申し込むことはできますか？

入園日までに幕別町内に転入予定の場合は、町内の方と同じように申し込みできます。幕別町外に居住したままこども園を利用したい場合は、こども課にご相談下さい。

以下は施設等利用給付認定（新2号認定）を受ける方が対象です。

9. 就労証明書は、会社に記入依頼するのですか？会社の押印は必要ですか？

就労証明書は、事業主等が従業員の就労状況を証明するものです。勤務先のご担当者様に作成を依頼して下さい。会社の押印は不要ですが、本社で記載するために発行までにお時間がかかる会社様もありますので、お早めにご依頼下さい。自営業者の方は、ご自身で就労証明書をご記入下さい（必要に応じ就労状況が分かる追加資料を求める場合があります）。

10. 就労証明書は、きょうだい入所の場合、それぞれに添付する必要がありますか？

就労証明書などの保育を必要とする理由を証明する書類は、同時に入所を希望する場合には原本1枚を上の子に添付していただければ結構です。なお、支給認定申請書（入所申込書）・入所希望調査票・児童生活調査票については、それぞれ作成していただく必要があります。

資料1 申込みに必要な書類

申込みに必要な書類を確認し、封筒に入れてご提出ください。

きょうだい同時入所の場合は、下記 1・2の書類はそれぞれ作成し、下記3・4 の書類は原本を上の子に添付してください。

1 施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請（認定こども園・保育所申込）書

2 児童生活調査票（満3歳児以上用）

3 預金口座振替申込書

※これまでに口座振替手続きを行っていない場合のみ提出してください。

4 個人番号（マイナンバー）届出書（保育施設入所用）・確認書類の写し

※これまでに個人番号（マイナンバー）届出書を提出していない児童のみ提出してください。

資料2 延長保育について

教育標準時間の時間外に、預かり保育を実施した場合において、その延長保育に係る費用の一部を負担していただきます。なお、延長保育の利用には、事前申し込みが必要となります。

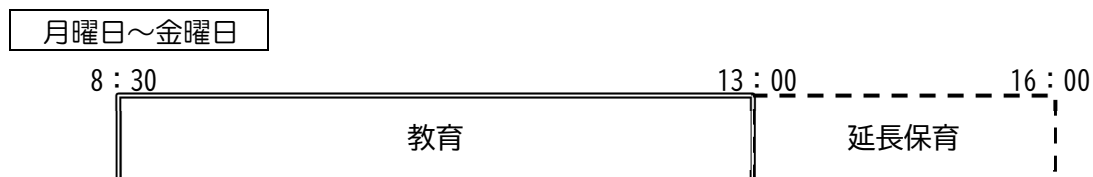
【対象時間】

- ・月曜日から金曜日の 13 時 00 分から 16 時 00 分までの3時間
- ・土曜日の 8 時 30 分から 16 時 00 分までの7時間 30 分
- ・長期休業期間の 8 時 30 分から 16 時 00 分までの7時間 30 分

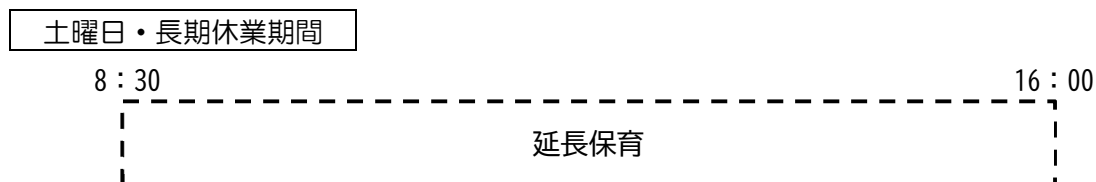
【延長保育料】

上記時間内について、1 時間あたり 200 円となります。延長保育料は月単位で集計し、翌月請求となります。

【教育・保育時間のイメージ】



※副食費は毎月お支払い頂きます。



※給食の提供を受けた場合は、別途副食費を翌月にお支払い頂きます。

資料3 施設等利用給付認定（新2号認定）について

※満3歳児は本認定を受けられません

【施設等利用給付認定（新2号認定）とは】

平成元年10月からの幼児教育・保育の無償化制度により新設された認定区分です。

認定こども園の教育利用をしながら、預かり保育の利用が無償（月額12,300円まで・日額490円）となります。

教育認定（1号認定）を受けている子どもが、保育の必要性を確認できた場合に認定となることから、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」と「保育を必要とする理由」を証明するための書類を提出していただく必要があります。

【新2号認定による利用料の一部無償化のイメージ】

●月の利用が20日で、1日3時間（13時～16時）の延長保育を利用した場合

・1号認定の場合

3時間/日 × 200円 × 20日 = 利用料12,000円/月

・1号認定+新2号認定の場合

3時間/日 × 200円 × 20日 = 12,000円/月・・・①預かり保育の利用料総額

490円/日 × 20日 = 9,800円/月・・・②支給限度額（月額12,300円まで）

①と②を比較し、低い金額の9,800円が支給額となり、利用料は2,200円/月

●月の利用が20日で、1日2時間（13時～15時）の延長保育を利用した場合

・1号認定+新2号認定の場合

2時間/日 × 200円 × 20日 = 8,000円/月・・・①

490円/日 × 20日 = 9,800円/月・・・②

①と②を比較し、低い金額の8,000円が支給額となり、利用料は0円/月

【認定を受けるための条件】

次の①～③の要件を満たすこと。

①幕別町に住民登録があること

※申込時に幕別町内に住民登録がない世帯でも、幕別町に転入予定であれば申込みが可能です。

②申請年度4月1日時点で3歳以上の子ども

③保護者全員が次のいずれかに該当していること（保育の必要性があること）

- (1) 月に48時間以上、日常の家事以外の仕事をしている場合。
- (2) 妊娠中であるか、または出産後間がない場合。（認定期日は出産日を含む月から3か月後の末日まで。）
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、または精神若しくは身体に障害を有している場合。
- (4) 同居の家族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護または看護している場合。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合。
- (6) 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合。（認定期日は1か月後の月末まで。）
- (7) 学校または職業訓練校に在学している場合。
- (8) 虐待やDVのおそれがある場合。
- (9) 保育施設に入所している児童の保護者が育児休業中である場合。
- (10) その他前各号に類する常態にある場合。

【認定の申込時の提出書類について】

きょうだい同時入所の場合は、下記 1 の書類はそれぞれ作成し、下記 2 の書類は原本を上の子に添付してください。

1 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第 30 条の 4）（様式第 1 号）

2 保護者の「保育を必要とする理由」を証明するための書類

保育を必要とする理由	提出書類
（１）就労 ※保護者全員が <u>月 48 時間以上</u> 、日常の家事以外の仕事をしている場合は、それぞれの勤務先の証明書が必要となります。	○就労証明書 ※就労証明書は必ず勤務先等に提出し、証明を受けてください。 なお、必要に応じて勤務先に就労実態等について確認をさせていただきます。 ※「就労証明書」の雇用期間は、 令和 9 年度の就労に対して証明 していただきます。事前の就労証明が発行不可の場合は、別紙 1 の療養等申告書で「5 仕事を探しているまたは探す」として提出してください。
（２）妊娠・出産 ※認定期日は、出産日を含む月から 3 か月後の末日まで。	○母子健康手帳の写し（表紙等、保護者氏名の記載があるもの） ○療養等申告書（別紙 1）
（３）疾病・障がい	○医師の診断書（疾病）、身体障害者手帳の写し（障がい） ※ <u>家庭での保育が困難であるという文言が明記されているもの。</u> ○療養等申告書（別紙 1）
（４）介護・看護	○医師の診断書（介護・看護の必要がある方のもの） ※ <u>家庭での保育が困難であるという文言が明記されているもの。</u> ○療養等申告書（別紙 1）
（５）求職活動 ※認定期日は入所後 1 か月後の月末まで。	○ハローワークカードの写し ○療養等申告書（別紙 1） ※遅くとも令和 9 年 4 月末日までに就労先での「就労証明書」を提出してください。 <u>提出がない場合（就労先が決定していない場合）は、認定期間は終了となります。</u>
（６）就学	○在学証明書 ○時間割等、週または月の就学時間がわかる書類

2026 年 11 月 10 日

（あて先）幕別町長 様

※年は西暦で記入してください

申請者 (保護者)	ふりがな	まくべつ たろう	生年月日	1986 年 8 月 20 日生
	氏 名	幕別 太郎		
	住 所	〒 089-0000 幕別町 〇〇町〇〇番地		電話番号

※幕別町に転入予定の方は、転入前の住所と転入後の住所の両方を記入してください。

また、併せて転入予定日も記入してください。

申請に係る 小学校就学 前子ども	氏 名	生年月日	保護者との 続柄	障害者手 帳の有無
	まくべつ さくら 幕別 桜	2021 年 7 月 4 日生 2027 年 4 月 1 日時点（5 歳）	子	有・無
保育の希望 の有無	有： 保護者の労働等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する			
	無： 幼稚園、認定こども園（教育部分）の利用を希望する			

①保育の利用を必要とする理由等 ※保育の希望の有無で「有」を○で囲んだ場合は記入してください。

保育の利用を 必要とする 理由	続柄	必要とする理由	備考
		☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ 育児休業 ☐ その他 具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など）や、その他の内容を記入	
		☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ 育児休業 ☐ その他 具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など）や、その他の内容を記入	

記入する必要はありません

②利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

利用を希望する期間	2027 年 4 月 1 日 から 202 年 3 月31 日まで			
希望する 利用曜日・時間（※1）	利用曜日		利用時間	
	曜日から	曜日まで	時 分	時 分まで
利用を希望する 施設（事業者）名	施設（事業者）名・希望理由（※2）			
	第1希望			
	第2希望		(希望理由)	
	第3希望		(希望理由)	

記入する必要はありません

※裏面もご確認ください

（※1）幼稚園等の利用を希望する場合は記入不要です。

（※2）小規模保育等を利用して、連携施設への入所希望の場合は、その旨も記入してください。

③世帯の状況

同居・別居問わず、生計が同一である方（世帯員）

区分	ふりがな 氏名	生年月日	の続柄	有無	名、字校名等	市町村民税 課税有無 (※3)
児童の世帯員	まくべつ たろう 幕別 太郎	1986 年 8 月 20 日生	父	○同・別	(株)〇〇〇〇	○有・無
	まくべつ ももこ 幕別 桃子	1988 年 3 月 7 日生	母	○同・別	△△△△(株)	○有・無
	まくべつ ひかる 幕別 光	2019 年 1 月 24 日生	兄	○同・別	□□小学校	有・○無
	まくべつ あき 幕別	1952 年 10 月 21 日生	祖父	○同・別	無職	有・○無
				同・別		有・無
				同・別		有・無
				同・別		有・無
ひとり親世帯等の有無		○非該当 ・ 該当 (□ひとり親世帯等 □在宅障がい児 (者) のいる世帯)				
生活保護の適用の有無		○非該当 ・ 該当 (年 月 日保護開始)				

令和9年4月1日現在の状況をご記入ください。

単身赴任等により、同じ住所に住んでいない家族がいる場合には、必ずその方の分もご記入ください。

(※3) 前年度分又は当該年度分の市町村民税が課税されている場合、「有」に○を付けてください。

【申請にあたっての同意事項】

- ①町が施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧し、又は取得すること
- ②①の情報に基づき決定した利用者負担額及び教育・保育給付認定の内容（個人番号を除く）について、利用する施設に提供すること
- ③町が、給付認定の審査のため、必要に応じ、勤務先に就労状況を確認する等の調査を行うこと
- ④申請内容が事実と相違した場合には、給付認定を取り消すことがあること

----- 【保護者の方のご記入はここまで】 -----

*施設記入欄（幼稚園等を経由して町に提出する場合）

受付年月日	年 月 日
施設（事業者名）	
担当者氏名	(担当者)
連絡先	(連絡先)
入園契約（内定）の有無	有 (年 月 日 契約 ・ 内定) ・ 無
備考	

*市町村記載欄

入所申込みの承諾	保育の実施の要否	保育の提供期間		保育の必要性基準の番号
	要・否 (理由)	自 年 月 日	至 年 月 日	両親等：()、()
		入所保育所		
	年 月 日承諾	備考		

(裏面)

2026年11月10日

(あて先) 幕別町長

※3歳児以上で、新2号認定を受けたい方のみご提出ください。

保護者	住 所	〒 089-0000 幕別町 〇〇町〇〇番地		
	氏 名	ふりがな まくべつ たろう 幕別 太郎	電話 番号	自 宅 0155-00-0000 父携帯 090-0000-0000 母携帯 080-0000-0000
	生年月日	1986 年 8 月 20 日		

「③申請にあたっての同意事項」に同意し、次のとおり、施設等利用給付費に係る支給認定を申請します。

		まくべつ さくら										
		幕別 桜						男・ ☒ 女		子		
	生年月日	2021 年 7 月 4 日 (5 歳)										
	個人番号	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
	認定期間	令和 9 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日まで										
	記入する必要はありません											
	☒ 2号認定 保育の必要な3歳以上 ※幼稚園などの預かり保 育利用を含む ☐ 3号認定 保育の必要な3歳未満	利用(予定)事業	☐ 24時間保育 ☒ 幼稚園などの預かり保育 ☐ 認可外保育所 ☐ ファミリーサポート ☐ その他 ()									
		利用(予定)施設 利用開始(予定)日	施設名	幕別認定こども園								
			利用開始	令和9年4月1日								
				年 月 日								
				年 月 日								

①保育の必要な理由 ※2号認定・3号認定を選んだ場合は記入

保育の利用を必要とする具体的な状況(父、母の勤務状況等)をご記入ください。

保育の必要な理由	続柄	必要な理由	備考
	父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ 育児休業 ☐ その他 具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など)や、その他の内容を記入	
	母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ 育児休業 ☐ その他 具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など)や、その他の内容を記入	

※裏面もご確認ください

②世帯の状況（申請に係る子どもを除く。）

令和8年4月1日現在の状況をご記入ください。

氏 名	生年月日												の続柄	職業又は学校名 等
	個人番号（父母のみ）													
ふりがな まくべつ たろう 幕別 太郎	1986 年 8 月 20 日												父	(株)〇〇〇〇
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
ふりがな まくべつ ももこ 幕別 桃子	1988 年 3 月 7 日												母	△△△△(株)
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
ふりがな まくべつ ひかる 幕別 光	2019 年 1 月 24 日												兄	□□小学校
ふりがな まくべつ あきお 幕別 昭夫	1952 年 10 月 21 日												祖父	無職
ふりがな	年 月 日													

単身赴任等により、同じ住所に住んでいない家族がいる場合には、必ずその方の分もご記入ください。

③申請に当たっての同意事項

- 1 町が施設等利用給付又は実費徴収に係る補足給付の認定に必要な市町村民税の課税情報（同一世帯者を
含む）及び世帯情報を閲覧すること。
- 2 施設等利用給付費は、保護者に代わり利用施設（事業者）が受領する場合があること。
- 3 申請書に記載した内容（個人番号を除く）について、利用施設に提供する場合があること。
- 4 申請の集中により審査等に時間を要するため、決定の通知が延期される場合があること。

特記事項等（町記入欄）